

<平成26年度報告>

平成25年度

階上町教育委員会の  
事務の点検及び評価  
に関する報告書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育に関する事務が階上町教育施策の方針に基づいて適切に実施されているか点検するとともに、その成果及び課題等について自ら評価し、報告するものです。

階上町教育委員会

## ◆まえがき

階上町教育委員会では、第4次階上町総合振興計画の基本理念を踏まえ、「未来をにやう人づくり」に向け、人間尊重の精神を基調として、変動する社会に主体的に対応できる町民の育成を目指し

1. 豊かな心と個性を育む学校教育の充実
2. 生きがいのある生涯学習の推進
3. 地域に根ざした文化・スポーツの振興

を、関係機関・諸団体と連携を図りながら推進しております。

この報告書は、階上町教育委員会の取組について、外部の学識経験者などから意見を伺いながら点検及び評価を実施し、その点検結果について総括的評価を頂いた結果を取りまとめたものであり、今後の教育行政の推進及び町民への説明資料に資するため作成したものです。

町民の皆様には、本報告書をご覧いただき、階上町教育委員会の取組についてご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

階上町教育委員会

# 目 次

## ○点検及び評価の概要

1. 階上町教育委員会評価の流れ	.....	P. 2
2. 事業の評価	.....	P. 3
3. 評価結果の公表	.....	P. 4
4. PDCAサイクルの確立にむけて	.....	P. 4
5. 点検評価アドバイザー会議の概要	.....	P. 5

## ○平成25年度 階上町教育委員会の方針と重点

1. 教育基本方針・教育目標	.....	P. 6
2. 学校教育の方針と重点	.....	P. 6～8
3. 社会教育の方針と重点	.....	P. 9～11
4. 平成25年度主要施策	.....	P. 12

○点検評価アドバイザー（学識経験者）による意見	.....	P. 13～14
-------------------------	-------	----------

○階上町教育委員会評価結果一覧表	.....	P. 15
------------------	-------	-------

## 〈参考資料〉

※平成25年度教育委員会審議案件等一覧	.....	P. 16～18
---------------------	-------	----------

※点検及び評価実施要綱	.....	P. 19
-------------	-------	-------

※関係法令	.....	P. 20
-------	-------	-------

# I 点検及び評価の概要

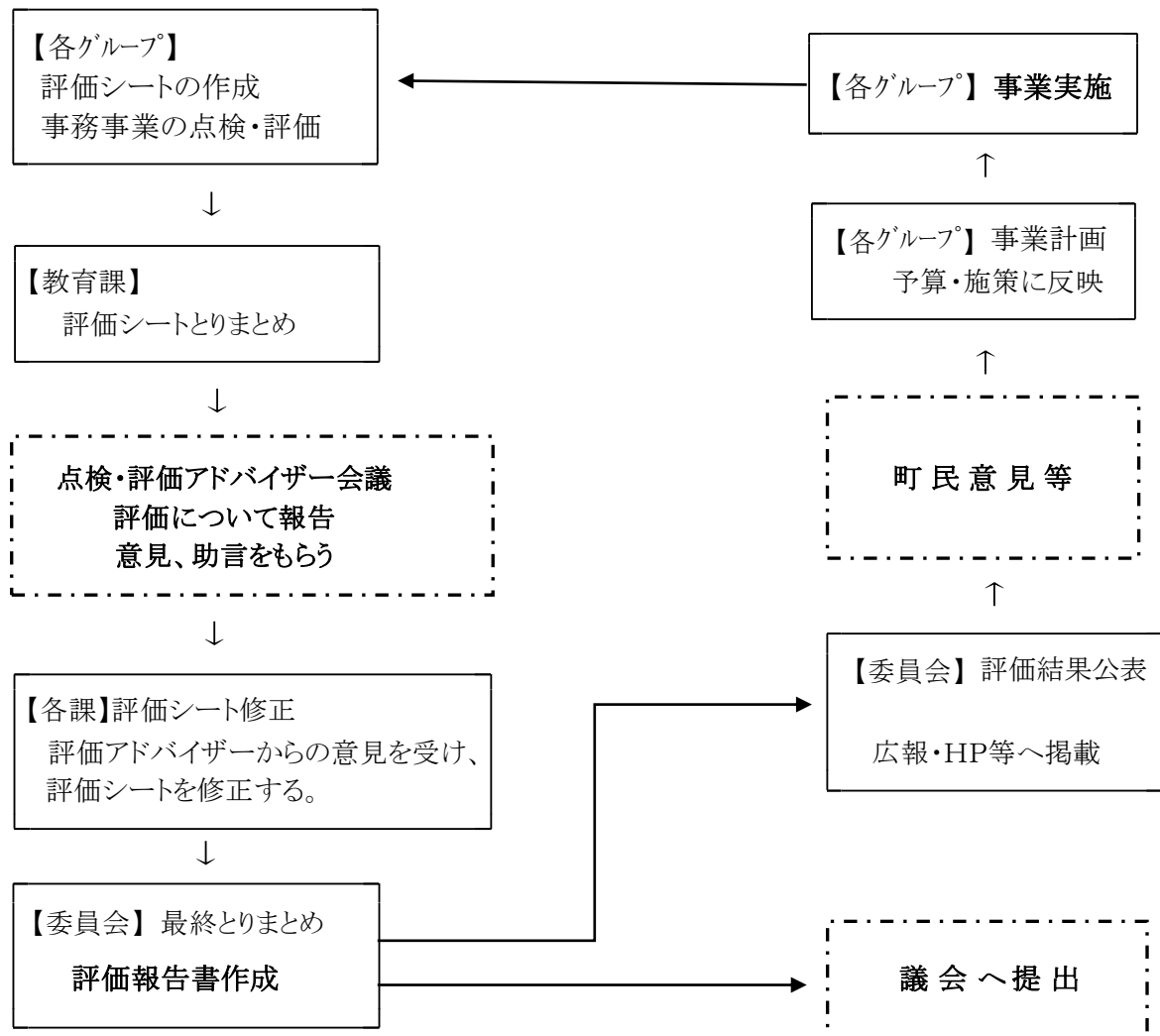
## 1 階上町教育委員会評価の流れ

評価は各事業等について、所管グループが評価シートを作成することから始まり、行政内部による評価を行います。この行政内部による評価内容について、点検評価アドバイザー（学識経験者）から評価内容の客観性の検証と、改善に対する助言等をいただきます。

その総括的評価を頂いた結果を取りまとめたものを議会へ報告し、評価概要や評価表を公表します。

また、公表により町民の皆さんからいただく意見、要望も参考にし、今後の事業計画に反映していきます。以上のサイクルを毎年繰り返すことで、事業の改善を進め、町民のニーズに沿った教育行政の運営に努めます。

### 評価の流れ



## 2 事業の評価

### (1) 評価単位

#### ①必要性

現在の町民のニーズや社会情勢等に照らして、事業の必要性があるかどうか、状況の変化に対応しているかどうかを評価します。

#### ②有効性

施策や運営方針、町で策定した総合計画の目的の実現にどの程度寄与しているかを評価します。

#### ③経済・効率性

事業コストがかかりすぎていないか、最小の経費で最大の効果を発揮しているか無駄がないかなど、経済性の面から評価します。また、事務作業に無駄がないか、更なる効率化が図れないかを評価します。

#### ④目標達成度

目標の達成状況の評価します。併せて、目標の設定水準が適切かどうかとも検討します。

◎総合評価：事業の各評価項目を勘案し、総合的に評価をおこないます。

#### 総合評価のランク

A	優れた取組が多く、十分成果が上がっている
B	優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている
C	成果が十分上がっておらず、改善の余地が多い
D	成果が殆ど上がっておらず、抜本的な見直しが必要

### (2) 判定説明及び考察

各評価項目の評価結果の総括や、今後の課題や抱えている問題などについて、事業全体の視点から捉えた総合的なコメントを記入する。特に課題や問題点が明確になるよう留意する。

### (3) 事業の方向性

上記の評価結果を踏まえて今後どのように事業を進めるかを選択する。

### 3 評価結果の公表

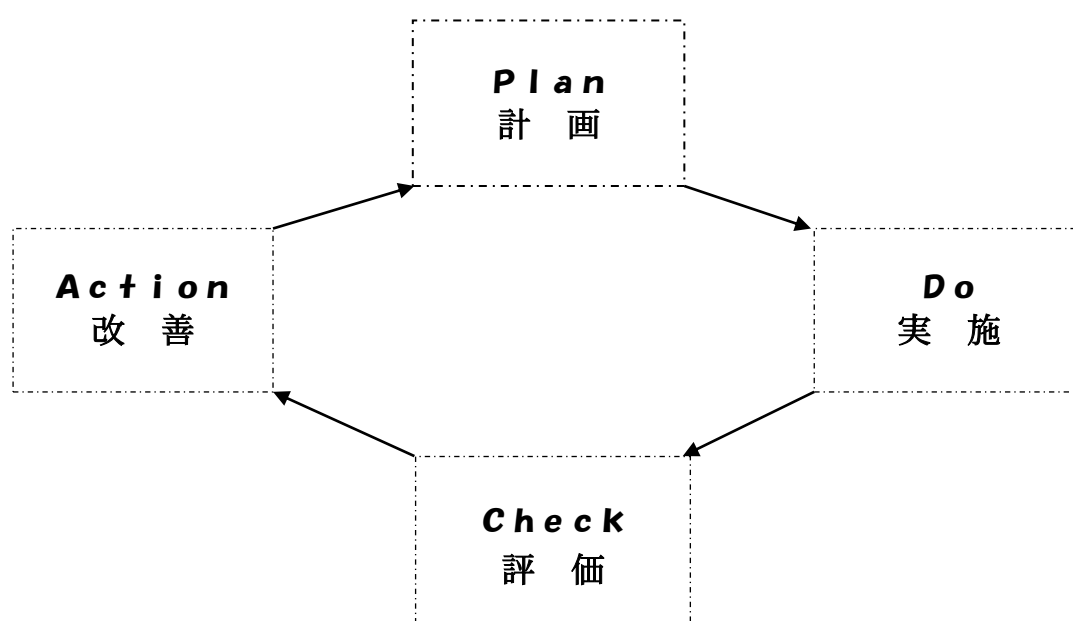
公表に際しては、各グループの評価シートを元に総括のページを取りまとめ評価報告書を作成し、議会へ報告します。また、各評価シートはホームページに掲載し、町民からの意見も広く聴取します。

### 4 PDCAサイクルの確立にむけて

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な具体の教育行政を執行するものです。

これまでも、施策や「事業計画（PLAN）」をするときには、必要な検討を行い、「実施（Do）」してきましたが、町民生活を取り巻く環境も大きく変化し、町教育行政に対する町民ニーズも多様化・複雑化する中で、既存の施策や事業の効果が現時点で十分に現れているか、町民の役に立ち町民満足度を高めているかなど、その成果を検証して「評価（Check）」し、着実に「改善（Action）」していかなければなりません。

予算や人員など経営資源の配分、施策や事業の選択と重点化などの判断を行う上でも、行政評価の成果を十分活用し、改革・改善を進めていくことが望まれます。



## 5 点検・評価アドバイザー会議の概要

### (1) 平成26年度点検・評価アドバイザー

氏名	団体・役職
在家 眞 逸	元青森県社会教育主事(階上町派遣)
元 沢 正 光	元階上町立赤保内小学校長

(50音順、敬称略)

### (2) 点検・評価アドバイザー会議の開催状況

- ・第1回 点検・評価アドバイザー会議（平成26年12月16日開催）
  - 《内容》・教育委員会の事務の点検及び評価の概要について
    - ・事務事業評価について
    - ・点検及び評価の実施方法に関する意見について
  
- ・第2回 点検・評価アドバイザー会議（平成27年1月 日開催）
  - 《内容》・事務事業評価について
    - ・評価アドバイザーの意見について
  
- ・第3回 点検・評価アドバイザー会議（平成27年2月 日開催）
  - 《内容》・報告書まとめ
    - ・評価アドバイザーの意見について

## II 平成 25 年度 階上町教育委員会の方針と重点

### 1. 教育基本方針

階上町教育委員会は、平成 25 年度青森県教育委員会、三八教育事務所の指導方針と重点及び第 4 次階上町総合振興計画の基本理念を踏まえ、関係機関・諸団体と連携を図りながら『**未来を担う人づくり**』に向け、人間尊重の精神を基調として、変動する社会に主体的に対応できる町民の育成を目指した教育の推進に努める。

### 2. 教育目標

- (1) 学校・家庭・地域が一体となって、幼児・児童・生徒の豊かな心と確かな学力、たくましい体をはぐくみ、広く社会の発展に貢献できる人材の育成に努める。
- (2) 文化やスポーツに親しみ、心のふれあいを求めて共に学びあう、豊かでうるおいのある生涯学習社会の形成に努める。
- (3) 階上町民としての連帯意識と愛郷精神の高揚を図り、町民憲章の具現化に努める。

### 【学校教育の方針と重点】

#### 1 方針

知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒を育成するため、「教育は人づくり」という視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、個を生かし生きる力と夢をはぐくむ学校教育の推進に努める。

#### 2 重点

##### (1) 授業の充実

一人一人の子どもが、各教科及び総合的な学習の時間等に主体的に取り組み、確かな学力を身に付けることができるよう、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

- ① 基礎的・基本的内容に即した教材の工夫と教材研究の深化
- ② 個に応じた学習過程と評価を重視した指導の工夫
- ③ 自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する力を身に付ける指導の工夫
- ④ 主体的・体験的な学習のための環境づくりの充実

##### (2) 道徳教育の充実

一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かし得るよう、道徳性の育成に努める。

- ① 道徳的実践力を高める指導の工夫
- ② 豊かな心をはぐくむ体験活動の推進
- ③ 郷土に関する資料の開発と活用

##### (3) 特別活動の充実

一人一人の子どもが、望ましい集団や豊かな体験の中で互いに個性を認め合い、協力してよりよい生活や人間関係を築いていくことができるよう、自主的、実践的な態度の育成に努める。

- ① 自主的な態度を育てる学級活動・ホームルーム活動の工夫
- ② 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫
- ③ 児童の個性の伸長と触れ合いを深めるクラブ活動の工夫
- ④ 感動や連帯感を高める学校行事の工夫



#### (4) 体育、健康教育の充実

一人一人の子どもが、生涯にわたり自ら進んで運動に親しみ、健康・安全で活力のある生活を送ることができるよう、心と体を一体としてとらえ、家庭や地域社会との連携を図りながら健康でたくましい体をはぐくむ教育の推進に努める。

- ① 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実
- ② 健康に関する知識を身につけ、自ら健康な生活を実践できる指導の充実
- ③ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができる指導の充実
- ④ 安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導の充実

#### (5) 生徒指導の充実

一人一人の子どもが、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調とした指導を行うとともに問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

- ① 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協同指導体制の充実
- ② 生徒指導の機能を生かした学年・学級・ホームルーム経営の充実
- ③ 児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の充実

#### (6) キャリア教育の推進

一人一人の子どもが、自らの生き方を考え、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基礎となる資質、能力、態度の育成に努める。

- ① キャリア教育指導体制の整備・充実
- ② 将来の生き方指導・進路指導の充実
- ③ 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

#### (7) 特別支援教育の充実

発達障害を含む障害のある子どもが、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、そのもてる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

- ① 校内支援体制の整備・充実
- ② 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
- ③ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
- ④ 交流及び共同学習の推進
- ⑤ 特別支援員・教育支援員の有効活用

#### (8) 環境教育の推進

一人一人の子どもが、環境と人間とのかかわりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

- ① 教科等間の連携を踏まえた指導の工夫
- ② 地域の環境の実態に即した指導の工夫
- ③ 環境にかかわる体験学習の推進

#### (9) 国際化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

- ① 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進

- ② 外国語指導助手等の活用や言語活動の工夫・充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
- ③ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

#### **(10) 情報化に対応する教育の推進**

一人一人の子どもが、情報活用能力を身につけることができるよう、情報モラルにかかわる指導の充実を図り、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

- ① 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- ② 学習指導におけるコンピュータ等の適切な活用の推進
- ③ 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進

#### **(11) 研修の充実**

教職の専門性を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・積極的な研修の推進に努める。

- ① 校内研修体制の整備・充実
- ② 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
- ③ 家庭や地域社会と連携した特色ある教育活動の研究・推進
- ④ 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実

#### **(12) 複式教育の充実**

少人数の特性を生かし、一人一人の個性・能力の伸長を図るとともに、社会性の育成に努める。

- ① 学校運営・学級経営の創意工夫
- ② 複式指導の充実

## 【社会教育の方針と重点】

### 1 方針

町民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、人と人のつながりを大切に感じる豊かで住みよい地域社会をつくり出すことができるよう、一人一人の生涯にわたる学習と社会参加を実現する社会教育の推進に努める。

### 2 重点

#### (1) 一人一人の主体的な学習と社会参加の推進

町民一人一人の主体的な学習活動と社会参加活動の支援の充実に努める。

- ① 多様な学習活動の支援
- ② 学習成果を生かした社会参加活動の支援

#### (2) 次代を担う青少年の育成

心豊かでたくましい青少年の育成に努める。

- ① 青少年体験活動の充実
- ② 青少年のキャリア形成の支援
- ③ 子どもの読書活動の充実

#### (3) 地域を支える人材の育成

地域を支え、地域に貢献する人材の育成に努める。

- ① 地域活動の実践者の育成
- ② 地域活動の指導者、コーディネーターの養成

#### (4) 学校・家庭・地域の連携し協働による社会全体の教育力の向上

学校・家庭・地域の連携を強化し、協働による社会全体の教育力の向上に努める。

- ① 学校と地域の協働による教育活動の充実
- ② 家庭教育支援の充実
- ③ 地域全体で子どもを育むための仕組みづくり

#### (5) 社会教育推進のための基盤整備

生涯学習の振興に資する社会教育推進基盤の整備・充実に努める。

- ① 社会教育推進体制の充実
- ② 社会教育施設の機能の充実と活用の推進
- ③ 社会教育関係職員の養成と資質の向上
- ④ 社会教育関係団体等の活動の支援

## 【保健体育の方針と重点】

### 1 方針

町民一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、学校における体育・スポーツ及び健康教育の充実並びにスポーツの振興に努める。

### 2 重点

#### (1) 学校体育・スポーツの充実

児童生徒が、自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付け、健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう、学校体育・スポーツの充実に努める。

- ① 教科体育（保健体育）における学習指導の充実
- ② 体力の向上を図る指導の充実
- ③ 体育（保健体育）担当職員等の研修の充実
- ④ 体育的行事の充実
- ⑤ 運動部活動の指導の充実
- ⑥ 学校体育施設等の有効活用の促進
- ⑦ 学校体育関係団体の活動の促進

#### (2) 健康教育の充実

児童生徒が、心身ともに健康で安全な生活について理解し実践できるよう、学校・家庭・地域社会の連携を図り、学校保健、学校における食育及び学校安全を総合的に推進し、健康教育の充実に努める。

- ① 学校保健の充実
- ② 学校安全の充実
- ③ 学校における食育の充実
- ④ 健康教育担当者の研修の充実

#### (3) スポーツの振興

町民が生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現できるよう、スポーツに親しむ環境づくりと競技力を向上させる環境づくりを推進し、スポーツの振興に努める。

- ① 地域スポーツの推進
- ② 競技スポーツの推進
- ③ スポーツに関わる人材の育成・活用
- ④ スポーツ活動推進のための環境整備

## 【文化財保護の方針と重点】

### 1 方針

郷土に対する愛着と誇りを培い、うるおいのある町民生活を実現するため、未来へ伝える貴重な文化財の適切な保存とその活用に努める。

### 2 重点

#### (1) 文化財の保護・保存

- ① 文化財の調査や記録作成を行い、町文化財指定の推進
- ② 指定文化財の保存・修理等の充実
- ③ 様々な機会・手段を通じて文化財保護思想の普及・啓発

#### (2) 文化財の整備・活用

- ① 史跡等の整備充実と活用
- ② 文化財や関連施設のネットワーク化と広域的活用及び情報発信

#### (3) 伝統芸能・技術の継承

- ① 伝統芸能・技術の保存及び後継者の育成
- ② 伝統芸能・技術の発表機会の充実
- ③ 子どもの伝統芸能伝承活動の推進

#### (4) 資料収集施設の整備充実

- ① 資料収集施設の展示・教育的普及・調査研究活動の充実
- ② 埋蔵文化財の発掘調査・研究活動と収蔵機能の充実

### Ⅲ 平成25年度 階上町教育委員会の主要施策

#### 1. 特別支援教育支援員派遣事業（継続）

障害により教育的配慮を必要とする児童生徒を支援するため、特別支援教育支援員を派遣し、特別支援教育の充実に努める。

学習支援員 — 階上中、赤保内小、大蛇小各1名配置

生活支援員 — 道仏小1名、石鉢小各1名配置

#### 2. 小中学校の学校施設・備品等の整備（新規）

町内小・中学校の学習環境を整えるため、施設及び備品の整備充実に努める。

小学校 — 駐車場整備及び暖房機、教務用パソコン導入（年次計画による導入）

中学校 — 教務用パソコン導入（年次計画による導入）

#### 3. 原子力・エネルギー教育支援事業（継続）

原子力及びその他のエネルギーに関する教育に係る教材教具の整備等を町内小学校3校で実施する。（10/10）

小学校 — 石鉢小、道仏小、大蛇小

#### 4. 理科教育振興事業（復活）

理科教育振興法に基づく理科教育振興の一環として理科教材教具等の整備を町内小中学校2校で実施する。（1/2）

小学校 — 道仏小 中学校 — 階上中

#### 5. 特色ある学校づくり推進事業（第2次）

「未来をになう人づくり」を掲げる町の振興計画に基づき、地域の自然、歴史、文化、人材を活用した学校の特色ある活動に対する支援を継続し実施する。

小学校 — 6校

#### 6. 道仏公民館備品整備事業

道仏公民館の全面改修が終了したことから、25年度は備品整備を実施する。

施設備品 — ジョイントたたみ、カーテン

一般備品 — ゼミテーブル（座卓・脚長）、会議用テーブル、折りたたみ椅子

#### 7. 体育館備品整備事業

町内3体育館（道仏体育館・町民体育館・中央体育館）の机・椅子などの備品を整備し、利用者の利便性と施設の充実に努める。

一般備品 — ゼミテーブル（座卓・脚長）、折りたたみ椅子

#### 8. 放課後子ども教室推進事業（継続）

道仏小学校放課後子ども教室を継続し、地域住民の人材活用や放課後児童健全育成事業と連携を図るなど、子どもの安全で健やかな活動場所づくりを支援する。

#### 9. 住金鉱業残土堆積場遺跡発掘調査事業（継続）

住金鉱業石灰岩採掘表土堆積場設置事業に伴い、平成22年度～平成24年度に試掘調査を行った鴨平遺跡及び外金山沢の発掘調査を実施し、報告書平成24年度外金山沢地区の調査を実施する。

#### 10. 町民プール改修事業（新規）

町民プールの老朽化に伴い、内装及び機械設備等の大規模改修を行い施設の充実に努める。

内部改修 — 鉄骨及び内壁等の塗装、トイレ改修、腰壁の劣化亀裂等を補修する。

機械設備 — プールボイラー、水循環ポンプ、ろ過装置等入替え更新する。

## 点検評価アドバイザー（学識経験者）による意見

階上町教育委員会の事務の点検及び評価報告書を、階上町の教育方針、学校教育指導の方針と重点および社会教育指導の方針と重点にかんがみ、拝見したので、所見の一端を述べます。

### 初めに、特記すべき事項として

1. 各校において、学習指導要領に基づいた教育活動が展開され成果を上げていることが、学力検査（NRT）の分析・考察からうかがえる。  
このことは、教育行政が「P-D-C-A」のマネジメントサイクルを活用し、「教育は人づくり」の理念に向けた予算の有効活用の成果と考える。  
大きな特徴の一つは、幼児から義務教育そして高校・大学・専門学校に至る子ども達に、教育を受ける機会を保障していることである。  
このことは、階上町の人づくりにかける期待の大きさを感じる。
2. 全国的、全県的な傾向である児童・生徒の急激な減少問題への対応が、喫緊の課題である。  
文部科学省から平成27年1月に学校統廃合手引書が示されたことで、町民、とりわけ子育て中の親の心配・関心は高まっていると思われる。教育行政を進めるにあたって、短期、中期、長期的展望に立って、適正な学校規模・運営に向けた住民への説明と、児童・生徒への今以上の学力、生きる力を保障することが、求められている。
3. 第4次階上町総合振興計画も後半にむけて、着実にまちづくりが進められていることに対して、先ずもって敬意を表したい。生涯学習の推進は町行政が軸となり、庁内関係課はもちろん、学校、家庭、地域との連携を強化していくことが大前提である。そのためには、今後とも、子ども達も含めた町民一人一人を如何に町づくりに巻き込んでいくかが思案のしどころになる。

### 具体的には、

1. 学力定着事業では、NRTの分析・考察にもあるように、3年間の追跡調査にその成果が表れている。  
今後の目標として、町内小中学校の各学年の学力偏差値を1.0上げるためにも、児童・生徒の学校生活の状況や家庭での過ごし方など、学力を支える内面的要因の把握、分析が不可欠なことと思われる。学校生活に満足でき、望ましい集団生活の中では、学習意欲が高まり、その結果、学力の向上が得られると考える。  
文部科学省が毎年実施している全国学力学習状況調査からも、その一端の考察、分析は可能と思われる。
2. 教育環境整備については、計画的に修理、改善が実施できている。  
今後、児童生徒の減少に伴い、学校規模に合わせた、備品等の確認、整備も必要となる。学校規模に照らし、基準を超える備品や空き教室が児童・生徒の減少に伴い発生すると考えられ、それらの管理、有効活用について、方向性を示すことも大事なことである。
3. 県外ではあるが、帰宅途中や友人宅へ遊びにでた小学生の殺人事件等、児童・生徒の安全確保はこれまで想定した範囲を超える出来事が起きている。

町内においては、これまでの対応で十分であるのか？何事もない時が一番危険であるという観点で検証を早急に進めたい。

4. 就学資金貸与事業は、扱う金額も大きく管理体制には適正かつ厳正に対応することが不可欠である。教育の機会の保障は大事であり、限られた予算を活用することから、回収も重要な役割となる。援助と回収、ともに適正に管理して欲しい。
5. 青少年活動としてこれまで好評を博してきた「わんぱく王国」が低迷していると言う。これは、ひとえに企画内容にだけ原因があるとは思われない。学校外活動への子ども達の関心度の変化があるのかもしれない。「わんぱく王国」も町子連同様、子どもは学校教育と社会教育の両輪で育てていくことから、学校側にも協力を仰いでいきたいものである。
6. これまで本町では「家読」推進のために学校図書を整備してきた。公民館等においても毎年度図書予算を確保、また図書管理システムを導入し利便性の向上を図ってきた。それぞれ置かれている場所は違うが児童図書も一般図書も町の共有財産である。学校の願いは町全体の願いでもある。同じ生涯学習施設として一体となった活動の余地がまだまだある。
7. 旧金山沢小学校の改修工事が始まっている。民俗資料収蔵庫と地域のコミュニティー施設の二つの役割を併せ持つ施設として再利用される。今後は、民俗資料収集館の建設を睨みながら、町民の方々のご厚意によって集められた品々を分類、整理していくことが必要となる。
8. スポーツ施設の補修については、今後とも町民の利便性を考慮し、安心して快適に活用できるように計画的に進めていただきたい。道仏体育館が取り壊されたこともあり、既存学校施設の開放についての話し合いが行われている。基本線はルール化するとしても、学校の事情を考慮し、最初から間口を広げてしまわない方が軌道に乗りやすいと思われる。

### 終わりに

1. 限られた予算を計画的に活用し実施した教育行政が、各学校、各地域の教育力の高揚にどのように寄与しているか、この教育委員会評価への反応を今後も注視したい。  
また、学校教育におけるマネジメントサイクルが、有効性を高めるためにより厳密に客観的な判断となるよう、評価シートの内容検討も必要と思われる。
2. 当たり前の話だが、子どもの教育は学校だけが担っている訳ではない。ただ、先生方の一声は子ども達への強力な後押しになることは確かである。学校は年々多忙化を極めているが、先生方への期待は今も昔も変わらない。今後とも学校同様、階上町の教育振興のために社会教育事業にも目を向けていただければ幸いである。

階上町教育委員会事務の点検評価アドバイザー

氏名 在家 眞 逸

氏名 元 沢 正 光



#### IV 階上町教育委員会評価結果一覧表

No.	事業名	所管グループ	総合評価
1	学力定着事業	学校教育グループ	B
2	教育環境整備事業	〃	A
3	学校給食事業	〃	A
4	就学援助事業	〃	B
5	保育園等との連携事業	〃	B
6	教育相談事業	〃	B
7	学校安全対策・地域学校サポート事業	〃	A
8	国際理解教育の推進・外国語指導事業	〃	B
9	保健福利厚生事業	〃	A
10	特別支援教育事業	〃	B
11	特別活動支援事業	〃	A
12	教育振興会委託事業	〃	B
13	奨学資金貸与事業	〃	A
14	健全育成活動の推進	社会教育グループ	B
15	青少年活動の充実	〃	B
16	生涯学習推進体制の充実	〃	B
17	生涯学習施設の整備	〃	C
18	学習情報の提供・相談活動の充実	〃	B
19	生涯学習事業の拡充	〃	A
20	生涯学習活動支援体制の充実	〃	B
21	芸術文化活動の推進・文化財の保存と活用	〃	B
	※評価シート21、23に統合して評価した。		
23	文化施設等整備・埋蔵文化財の保存	〃	B
24	スポーツ・レクリエーション活動の推進	〃	B
25	スポーツ施設の充実	〃	B

※事業毎「事業点検・評価シート」……別冊参照

## 平成25年度教育委員会審議案件等一覧

### ○平成25年第4回階上町教育委員会会議（平成26年5月23日）

- 報告第 1号 専決処分した事項の報告について  
（6月定例議会に付議する平成24年度教育費補正予算について）
- 報告第 2号 専決処分した事項の報告について  
（平成25年度階上町立小学校及び中学校の区域外（学区外）就学許可について）
- 報告第 3号 専決処分した事項の報告について  
（平成25年度階上町就学援助認定保護の決定について）
- 報告第 4号 専決処分した事項の報告について  
（階上町就学指導委員会委員の委嘱について）
- 報告第 5号 専決処分した事項の報告について  
（階上町幼児教育連絡協議会委員の委嘱について）
- 報告第 6号 専決処分した事項の報告について  
（階上町社会教育委員の委嘱について）
- 報告第 7号 専決処分した事項の報告について  
（階上町公民館運営審議会委員の委嘱について）
- 報告第 8号 専決処分した事項の報告について  
（階上町文化財審議会委員の委嘱について）
- 報告第 9号 専決処分した事項の報告について  
（階上町スポーツ推進委員の委嘱について）
- 報告第10号 専決処分した事項の報告について  
（階上町就学金貸与者の決定について）
- 報告第11号 専決処分した事項の報告について  
（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 議案第 1号 6月定例議会に付議する平成25年度教育費補正予算について
- 議案第 2号 階上町給食センター運営委員の委嘱について

### ○平成25年第5回階上町教育委員会会議（平成25年8月27日）

- 議案第 1号 9月定例議会に付議する平成24年度教育費決算の認定について
- 議案第 2号 9月定例議会に付議する平成25年度教育費補正予算について

### ○平成25年第6回階上町教育委員会会議（平成25年10月1日）

- 議案第 1号 階上町教育委員会委員長の選挙について
- 議案第 2号 階上町教育委員会委員長職務代理者の選任について
- 報告第 1号 専決処分した事項の報告について  
（階上町文化賞表彰審議会委員の委嘱について）
- 報告第 2号 専決処分した事項の報告について  
（階上町スポーツ賞表彰審議会委員の委嘱について）

○平成 25 年第 7 回階上町教育委員会会議 （平成 25 年 11 月 27 日）

- 報告第 1 号 専決処分した事項の報告について  
（階上町文化賞表彰について）
- 報告第 2 号 専決処分した事項の報告について  
（階上町スポーツ賞について）
- 報告第 3 号 専決処分した事項の報告について  
（非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び階上町附属機  
関に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 報告第 4 号 専決処分した事項の報告について  
（12 月定例議会に付議する平成 25 年度教育費補正予算について）

○平成 26 年第 1 回階上町教育委員会会議 （平成 26 年 2 月 25 日）

- 報告第 1 号 専決処分した事項の報告について  
（階上町教育委員会評価アドバイザーの委嘱について）
- 報告第 2 号 専決処分した事項の報告について  
（階上町いじめ問題調査プロジェクトチーム設置要綱を定めることにつて）
- 報告第 3 号 専決処分した事項の報告について  
（消費税等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることにつて）
- 報告第 4 号 専決処分した事項の報告について  
（学校職員の人事異動の内申を行うことについて）
- 報告第 5 号 専決処分した事項の報告について  
（階上町いじめ問題調査プロジェクトチームの審議結果について）
- 議案第 1 号 平成 26 年度階上町教育行政の基本方針に関し議決を求めることについて
- 議案第 2 号 平成 25 年度階上町教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書につい  
て
- 議案第 3 号 階上町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する教育  
委員会規則の制定について
- 議案第 4 号 学校給食費の改定について
- 議案第 5 号 階上町特別支援教育支援員配置事業の「支援員」の取り扱いに関する要綱の  
一部を改正する教育委員会要綱の制定について
- 議案第 6 号 3 月定例議会に付議する平成 25 年度教育費補正予算について
- 議案第 7 号 3 月定例議会に付議する平成 26 年度教育費当初予算について

○平成 26 年第 2 回階上町教育委員会会議 （平成 26 年 3 月 27 日）

- 報告第 1 号 専決処分した事項の報告について  
（学校教職員の人事異動の内申を行うことについて）
- 報告第 2 号 専決処分した事項の報告について  
（階上町教育委員会事務局職員の人事異動について）
- 報告第 3 号 専決処分した事項の報告について  
（県費負担教職員の懲戒処分の内申について）
- 議案第 1 号 土曜授業に関し議決を求めることについて
- 議案第 2 号 平成 26 年度全国学力・学習状況調査結果を公表しないことに関し議決を  
求めることについて
- 議案第 3 号 階上町教育委員会が雇用する職員の就業規則を廃止する教育委員会規則の  
制定について
- 議案第 4 号 階上町ふれあい交流館の組織等に関する規則の一部を改正する教育委員会  
規則の制定について
- 議案第 5 号 階上町理科アシスタント設置要綱の制定について

【参考資料】

## 階上町教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱

(平成 20 年 5 月 20 日教育委員会要綱第 3 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価をするため、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の実施)

第 2 条 階上町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、毎年、前年度の教育に関する事務が階上町教育委員会主要施策に基づいて適切に実施されているか点検するとともに、その成果及び課題等について自ら評価するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第 3 条 教育委員会は、点検及び評価についての客観性を確保するため、点検及び評価の実施方法並びにその内容等について意見を聴取するなど、教育に関する学識経験を有する者の知見を活用するものとする。

(点検及び評価の結果の活用)

第 4 条 点検及び評価の結果は、教育施策の企画立案等、効果的な教育行政の推進等に活用するものとする。

(町議会への報告等)

第 5 条 点検及び評価の結果については、報告書を策定して町議会へ提出するとともに公表するものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 6 日から施行する。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

### 第27条（一部省略）

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（平成20年4月1日施行）

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について

（通知）（一部省略）

19文科初第 535号  
平成19年7月31日  
文部科学事務次官通知

#### 第一 改正法の概要

##### 1 教育委員会の責任体制の明確化

###### （3）教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととしたこと。点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとしたこと。（法第27条）

#### 第二 留意事項

##### 1 教育委員会の責任体制の明確化

- ① 今回の改正は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任をはたしていく趣旨から行うものであること。
- ② 現在、すでに各教育委員会において、教育に関する事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するなどの取組を行っている場合には、その手法を活用しつつ、適切に対応すること。
- ③ 点検及び評価を行う際、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることについては、点検及び評価の客観性を確保するためのものであることを踏まえ、例えば、点検及び評価の方法や結果について学識経験者から意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の判断で適切に対応すること。